

令和 8 年度

鹿児島県障害者差別解消支援協議会

日 時：令和 8 年 8 月 20 日（木）
13 時 30 分～15 時

場 所：鹿児島県赤十字会館 2 階
クロススペースかもいけ I

会 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 説明事項（資料 1）

- （1）「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要
- （2）鹿児島県障害者差別解消支援協議会
- （3）内閣府「つなぐ窓口」の紹介
- （4）障害者差別に関する相談件数
- （5）障害者差別に関する普及啓発・相談対応（令和 7 年度）

4 意見交換（資料 2）

障害者差別の解消に向けた取組状況

5 閉 会

鹿児島県障害者差別解消支援協議会 委員名簿

委 員			出欠	備 考
所 属 団 体 等	役 職	氏 名		
社会福祉法人 鹿児島県身体障害者福祉協会	会長	藤田 満	○	
かごしま障害フォーラム	事務局員	福嶋 哲平	○	
一般社団法人 鹿児島県視覚障害者団体連合会	副会長	春田 ゆかり	○	
一般社団法人 鹿児島県聴覚障害者協会	会長	寿福 三男	○	【新任】
社会福祉法人 鹿児島県手をつなぐ育成会	理事	十島 真理	○	
NPO法人 鹿児島県精神保健福祉会連合会	副理事長	南 育子	○	
NPO法人 鹿児島県自閉症協会	幹事	川井 恵子	○	【新任】
かごしま難病支援ネットワーク	会長	吐合 美智恵	○	【新任】
障害児者併設支援施設和光学園 (鹿児島県知的障害者福祉協会)	施設長	指宿 章子	○	
社会福祉法人そてつ会竹山苑 (鹿児島県障害者支援施設協議会)	副苑長	岡村 栄子	○	【新任】
伊敷病院 (鹿児島県精神科病院協会)	院長	植村 健吾	○	オンライン参加
南九イリョー株式会社 (鹿児島県経営者協会)	企画本部長	池田 拓郎	○	
一般社団法人 鹿児島県商工会議所連合会	鹿児島商工会議所 事務局長	宮浦 和英	○	
公益社団法人 鹿児島県バス協会	事務局長	治郎丸 宏	○	
鹿児島県教育庁 特別支援教育課	課長	小久保 博幸	○	
国立大学法人 鹿児島大学教育学部	教授	肥後 祥治	○	
鹿児島県弁護士会	弁護士	本田 晴久	×	【新任】
公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会	理事	牛山 直美	○	オンライン参加
鹿児島県労働委員会	会長	畑井 清隆	○	【新任】
鹿児島市健康福祉局福祉支援部 (県市長会, 県町村会)	部長	中尾 詩野舞	○	【新任】
鹿児島労働局 職業安定部職業対策課	課長	末吉 淳一	○	
鹿児島県保健福祉部	次長 (福祉担当)	大小田 敦	○	【新任】

委員22名

出席 21名
(うち代理出席 0名)

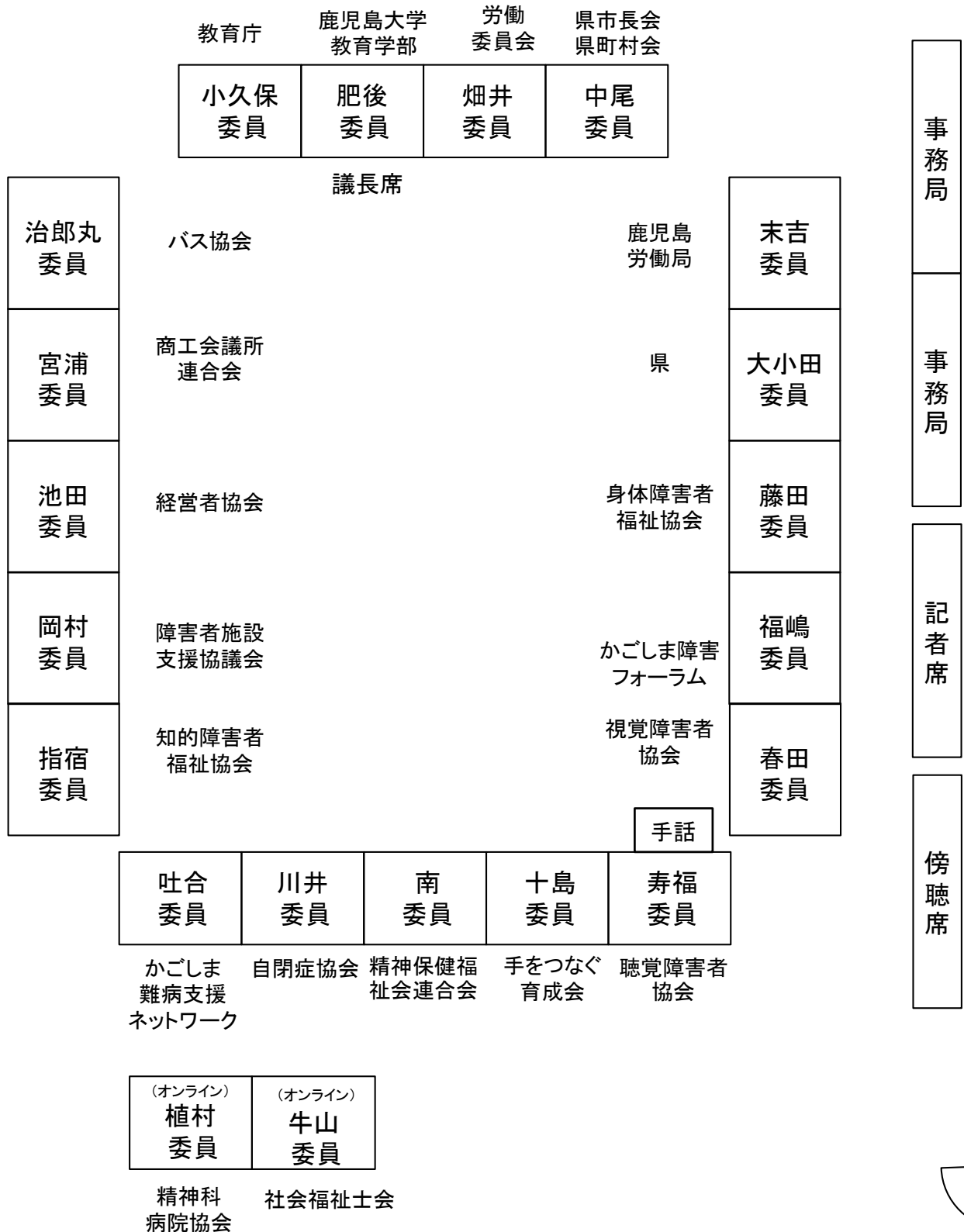
令和8年度 鹿児島県障害者差別解消支援協議会 座席表

日時：令和8年8月20日（木）

13:30～15:00

場所：鹿児島県赤十字会館

クロススペースかもしけ I



廊
下

(1)「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要

＜ 制定：平成 26 年 3 月 26 日，公布：平成 26 年 3 月 28 日，施行：平成 26 年 10 月 1 日 ＞

区分	項目	規定する内容
前文		全ての県民が，社会を構成する対等な一員として安心して暮らせる社会の実現を推進
第 1 章 総則	第 1 条 目的	- この条例は，障害を理由とする差別解消の基本理念を定め，県及び県民の責務を明確化 - 障害を理由とする差別解消の基本事項を規定 - 障害を理由とする差別解消の推進を目的と規定
	第 2 条 定義	「障害のある人」，「社会的障壁」，「障害を理由とする差別」について定義
	第 3 条 基本理念	- 個人の尊厳の尊重，尊厳にふさわしい生活保障 - 社会活動への参加，地域社会における共生 - 県民が，障害に関する知識及び理解を深めるよう促進
	第 4 条 県の責務	障害者差別解消施策の策定及び実施する責務
	第 5 条 市町村への要請及び支援	- 県は，市町村に障害者差別解消施策の実施を要請 - 県は，市町村との連携を図り，情報の提供，技術的助言等必要な支援を実施
	第 6 条 県民の責務	- 県民は，障害のある人に対する理解を深め，県又は市町村の障害者差別解消施策に協力 - 障害のある人は，自らの障害による障壁等について，可能な範囲内で，県民に伝え理解を促進
	第 7 条 財政上の措置	県の財政上の措置
第 2 章 差別の禁止	第 8 条 障害を理由とする差別の禁止	- 障害のある人に対する不利益の扱いを禁止 - 社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは，必要かつ合理的な配慮を提供
	第 9 条～第 16 条 分野別の差別の禁止	福祉サービス，公共的施設，交通機関など 9 分野における障害を理由とする「不利益の扱い」の禁止
第 3 章 差別をなくすための施策	第 17 条及び第 18 条 差別事案に関する相談体制	- 県は，差別事案に関する相談に応じ，相談者に対して必要な助言，情報提供，関係者間の調整等を実施 - 県が相談員を設置できることを規定
	第 19 条 附属機関の設置	- 差別解消の取組を推進するため，「鹿児島県差別解消支援協議会」を設置 - 所管事務（あっせんに係る事務，障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に係る調査審議） - 障害者差別解消法第 17 条第 1 項による協議会
	第 20 条～第 23 条 差別事案に関する紛争解決制度	- 知事の附属機関によるあっせんの実施 - 知事による勧告及び公表の実施
	第 24 条及び第 25 条 普及啓発活動	障害のある人に対する県民の理解を深める啓発の実施及び表彰制度の創設
第 4 章 雑則	第 26 条 規則への委任	条例の施行に関し，必要な事項は規則で規定
附則	施行日時	- 平成 26 年 10 月 1 日施行 - 施行後 3 年を目処として検討

(2) 鹿児島県障害者差別解消支援協議会

1 根拠法令

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」第19条

2 目的等

(1) 目的

障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。

(2) 事務

- ・ 障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案について、知事の求めに応じ、あつせんを行う。
- ・ 知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議する。

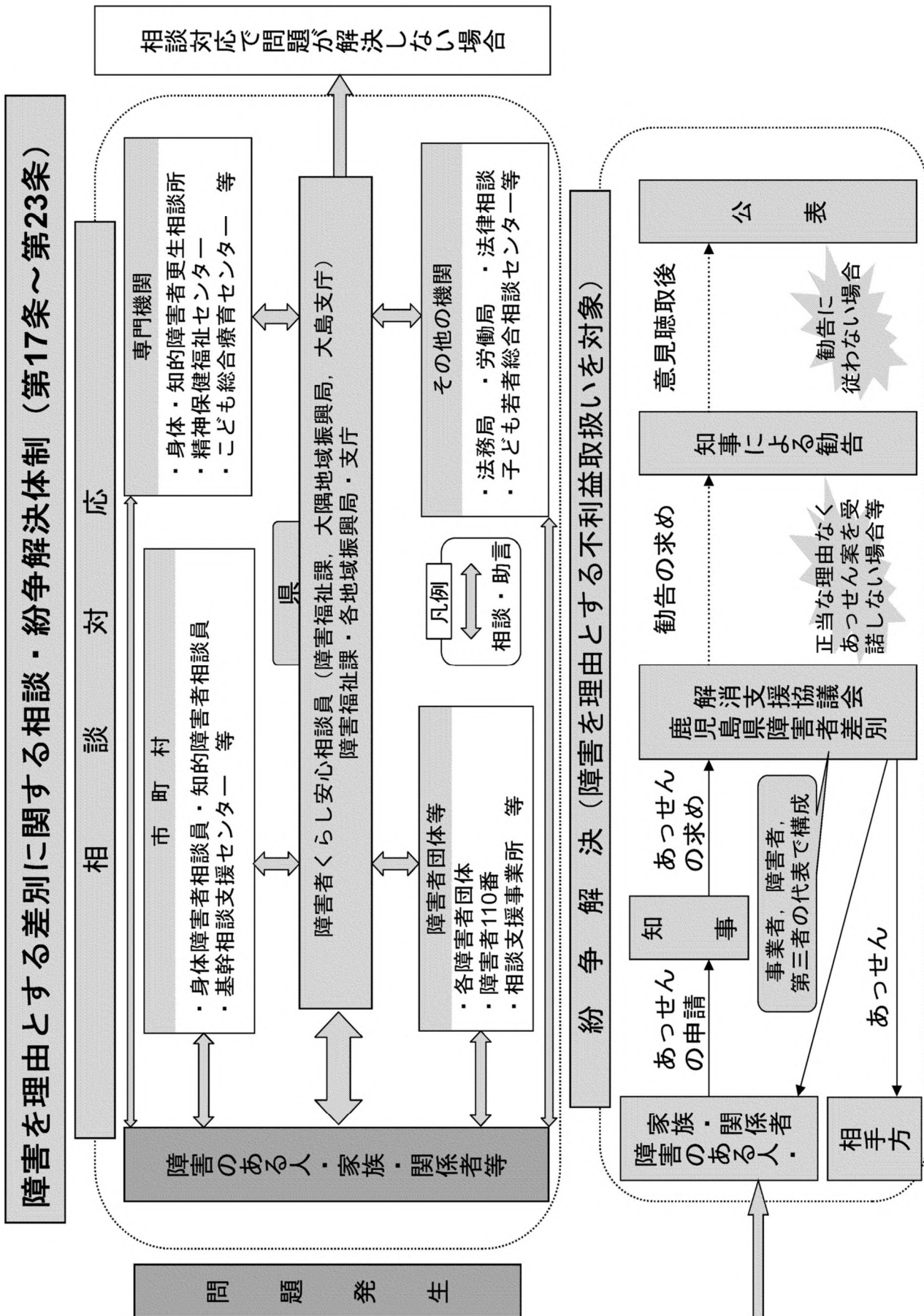
(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）での位置づけ

障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねる。

- ・ 障害者差別解消法に規定する協議会の事務

障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。

組 織	・ 委員は22人以内 ・ 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命 ① 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者 ② 関係行政機関の職員 ③ 福祉、医療、雇用、教育その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者 ④ 学識経験者
任 期	・ 2年
会 長	・ 会長は委員の互選により定める
会 議	・ 会議は、委員の過半数の出席により開会 ・ 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する
部 会	・ あつせんを行うための部会を置く ・ あつせんに係る事項は、部会の決議をもって協議会の決議とする ・ 部会に属すべき委員は、会長が指名 ・ 部会長は、会長が指名



(3) 障害者差別解消に関する内閣府資料

内閣府 障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」

窓口の概要

つなぐ窓口は、障害者差別解消法に関する質問に対して回答することや、障害を理由とする差別に関する相談事案を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口へ円滑につなげるための調整・取次を行うことを目的に設置しています。

つなぐ窓口と自治体・各府省庁等の相談窓口は連携して、障害者に対する差別の解消に向け、公正・中立な立場で、障害者・事業者双方の間に立ち、両者の相互理解や建設的対話を促しながら、事案の解決に努めます。

こんな方におすすめ！



どこの相談窓口
相談すれば良いか
分からない。



過去に相談した際に、
相談先から別の相談先を紹介
されることが繰り返されて、
結局相談できなかった。



平日は学校・仕事で今まで
相談ができなかったが、
まずは話を聞いてみたい。



障害があるので、お店に配慮や
お願いしたいことがあるが、
どうすれば良いか分からない。



障害をお持ちの方への
合理的配慮の提供について、
何をすれば良いか分からない。

相談先

※つなぐ窓口からお送りしたメールが相談者様に届かない場合がございます。
フォームやメールでのお問い合わせから3営業日を過ぎても返信が無い場合は
他のメールアドレスにて再送いただくか、お電話や電話リレーサービスからご相談ください。



電話で
相談する

0120-262-701



フォームで
相談する

相談フォーム >



メールで
相談する

info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

下のボタンを押すと、通訳オペレータを通じて手話で「つなぐ窓口」へ電話ができます。(外部リンク)



手話で電話する

利用方法：[手話リンクについて](#)をご覧ください。
電話リレーサービスについて：[電話リレーサービスとは](#)をご覧ください。

「つなぐ窓口」による相談対応の基本的な流れ



知っていますか？ 合理的配慮

事業者による合理的配慮の提供が**義務**になりました。



合理的配慮の提供とは？



障害のある人から、
社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために
「何らかの対応を必要としている」との意思が表示
されたときに、
負担が重すぎない範囲で対応することです。



具体例は？（障害のある人からの申出とその対応）

飲食店などを車いす
のまま利用したい



テーブルに備え付けの椅子を
片付けて、車いすのまま利用
できるスペースを確保した。

難聴、弱視のため大き
な文字での筆談を希望



太いペンで大きな文字を書い
て筆談を行った。

詳細は県のホームページ等をご覧ください

鹿児島県 障害者差別解消



【お問い合わせ先】

障害者くらし安心相談窓口

099（286）5110（県庁）

0994（52）2108（大隅）

0997（57）7222（大島）



内閣府「つなぐ窓口」



内閣府リーフレット

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

障害を理由とした差別 相談できます

【内閣府】

障害者差別に関する相談窓口

「**つなぐ窓口**」

合理的配慮の提供
何をすれば良いか
わからない



0120 (262) 701



電話リレーサービス(手話で電話)や
相談フォームからも相談できます。

← こちらにアクセスしてください。

✉ info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

【鹿児島県】

障害者くらし安心相談窓口 平日 9 : 00 ~ 16 : 00

介助犬同伴での
入店を断られた！
お店に人権について
説明してほしい

鹿児島 ☎ 099 (286) 5110

大 隅 ☎ 0994 (52) 2108

大 島 ☎ 0997 (57) 7222



鹿児島県

鹿児島県 障害者差別解消



QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

障害者差別に関する相談件数

1 差別に関する相談件数（令和３年度～令和７年度）

(1) 障害種別

※R3. 4～ R8. 3

		R3	R4	R5	R6	R7	計
身体 障害		6	1	4	5	2	18
	肢体不自由	5		3		2	10
	視覚	1					1
	聴覚		1		3		4
	内部障害			1	2		3
知的障害		2		1		1	4
精神障害（発達障害含む）		1	5	3			9
その他		1		2	1		4
計		10	6	10	6	3	35

- ・ 相談種別ごとの相談件数については、「肢体不自由」「精神障害（発達）」の順に多くなっている。

(2) 場面

	R3	R4	R5	R6	R7	計
福祉サービス						0
医療			1		1	2
販売・サービス	1	1	3	1		6
労働・雇用	1	1	2			4
教育	2	2				4
公共的施設			3		1	4
交通機関	1			1	1	3
不動産取引		1	1			2
情報の提供など	2			3		5
その他	3	1		1		5
計	10	6	10	6	3	35

- ・ 差別が発生した場面については、「販売・サービス」「情報の提供など」・「その他」の順に多くなっている。

令和 7 年度 障害者差別解消に関する取組

第 1 普及啓発

1 広報・行事等

リーフレット、ポスター、県ホームページ

- ・ 県ホームページ
- ・ 新聞 2 紙「県政インフォメーション」（1 月）
- ・ 情報誌「労働かごしま」（10 月）

2 事業所等の研修会等での説明（12件）

- ・ 鹿児島県公立文化施設連絡協議会研修会
- ・ 奄美地区身体障害者相談員協会研修会
- ・ かのや東ロータリークラブ定例会
- ・ 出前セミナー（障害福祉施設職員向け 3 件、県立高等学校生徒向け 1 件、行政職員向け 3 件）
- ・ かごしま障害フォーラム研修会
- ・ 小学校職員及び保護者向け研修会

3 事業所等への個別訪問

- ・ 訪問件数 414件
- ・ リーフレット配布部数 3,227件

交通事業者団体、交通事業者、宿泊施設団体、宿泊施設、医療機関、行政機関、教育機関、金融機関、郵便局、商工会、商業施設、小売店、飲食店、寺社、公共施設、報道機関、障害者団体、障害福祉関係施設、医療機関、社会奉仕団体、観光施設、不動産業 等

第 2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況（各 1 名）

配 置 先	電 話 番 号	受 付 時 間
障害福祉課	電話：099-286-5110 Fax：099-286-5558	午前 9 時 ～ 午後 4 時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	電話：0994-52-2108 Fax：0994-52-2120	
大島支庁 地域保健福祉課	電話：0997-57-7222 Fax：0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

相 談 対 応		障 害 福 祉 課	大隅地域 振 興 局	大島支庁	計
延べ 対応 回数		236	192	52	480
	不利益取扱い	0	0	3	3
	合理的配慮	1	2	0	3
	その他	235	190	49	474

※ 延べ対応回数には、継続相談への対応を含む。

※ 相談員不在時に他職員が対応した件数を含む。

3 相談対応の具体的な相談事例

(1) 不利益な取扱いの相談事例

○ 交通機関の利用

	対象者	年代	10代	性別	女	障害種別	知的障害
内容	知的障害がある娘のために障害者割引の航空券をインターネットで購入した。当日空港のカウンターで、「トラブルが発生した場合、本人の理解度について懸念がある」として娘一人での搭乗を断られ、別の航空会社の便を利用しなければならなかった。						
対応希望	対応改善						
対応結果	当該航空会社へ確認したところ、知的障害者であっても一人で搭乗できるとのことであり、職員への周知不足により発生したものと考えられる。改めてルールを周知するよう依頼し、併せて障害者権利擁護について啓発を行った。						

(2) 合理的配慮の相談事例

○ 医療の提供

	対象者	年代	60代	性別	女	障害種別	身体障害
内容	手足の関節機能に障害がある。入院中、「医療に関すること以外はできない」として看護師が机の上に置いてある物を取ってくれなかった。また、通院時には、車椅子でレントゲン室まで乗せられたが、撮影終了後、誰も介助に来てくれなかった。忙しそうに通り過ぎる病院スタッフへ支援の希望を伝えられず、不自由な手で時間をかけて待合室まで自走するしかなかった。						
対応希望	合理的配慮の啓発						
対応結果	当該病院に対し、合理的配慮の提供義務化について説明し、提供が難しい場合は両方で話し合い、代替案を検討するよう依頼した。 病院の相談員によると、支援を希望する患者には支援を行っているが、外来担当職員は患者の状況を把握していなかったとのこと。						

○ 公共的施設の利用

	対象者	年代	—	性別	—	障害種別	身体障害
内容	施設内の食堂で、車椅子の参加者を含めて夜に会食を行う予定であったが、夜間利用できる出入口にはスロープが設置されていない。スロープが設置されている正面出入口は夜間施錠されており利用できないことから、「移動式スロープがあるか」等、合理的配慮の提供を求めたが、検討もされずに断られた。						
対応希望	簡易スロープ等の設置検討、合理的配慮の理解						
対応結果	施設管理者に情報提供し、対応を依頼するとともに、合理的配慮の理解について周知を行った。 当該施設では、夜間、防犯上の観点からスロープのある正面出入口は施錠しているが、警備員と連携し、会食の間は解錠してスロープを利用できるよう合理的配慮を行いたいとのことであった。なお、当日は、解錠ではなく、食堂経営者が油圧ジャッキを用意し、対応したとのこと。						

令和6年度 相談対応の具体的な相談事例

(1) 合理的配慮の相談事例

○ 商品の販売及び役務の提供

	相談者	年代	70代	性別	男	障害種別	内部障害
内容	数年前、スーパーで買い物しているとき、身体障害があり重い物を持てないので、ヘルプカードを提示して「運んでほしい」とスタッフに相談したが、「うちでは使えません」と断られた。ヘルプカードはどんな時に使うものなのか。						
対応希望	事業所に対する啓発						
対応結果	ヘルプカードは、外見では健康に見えても、配慮を必要としている方が使うものであることを説明。日頃の啓発活動では「ヘルプマーク・ヘルプカードを携帯している方が困っている様子であれば声をかけるように」と伝えていることを説明。 当該スタッフはヘルプカードを知らなかった可能性があることから、今後このようなことがないように、該当店舗で啓発活動を行うことを伝えた。 後日、当該店舗を訪問し啓発活動を実施した。						

○ 交通機関の利用

	相談者	タクシー事業者
内容	車椅子を利用する肢体不自由の高齢者が乗車する際に、身体介助や配慮等を求められるが、乗務員には介護の知識もなく、責任が持てない。	
対応希望	対応方法の教示	
対応結果	介護保険制度を使うことで解決できる場合もあるため、該当市町村の担当課や包括支援センターに相談するよう助言した。	

○ 情報の提供及び受領

	相談者	年代	40代	性別	女	障害種別	聴覚障害
内容	講演会やイベントに手話や要約筆記の情報保障があるのか問い合わせたところ「ありません」との回答だった。						
対応希望	合理的配慮についての周知						
対応結果	主催者へ合理的配慮に関する相談があった旨を連絡するとともに、代替手段の検討と丁寧な説明の必要性について啓発した。 相談者には、主催者からの回答とともに、県としても周知啓発に努める旨伝えた。						

令和5年度 相談対応の具体的な相談事例

(1) 不利益取扱いの相談事例 (5件)

ア 福祉サービスの提供 (0件)

イ 医療の提供 (1件)

1	相談者	年代	70代	性別	女	障害種別	視覚障害 精神障害
内容	4年前に医療機関を受診した際に、植木につまずき、頭を殴打して外科に搬送された経緯がある。今回、同じ医療機関を受診したところ、過去の出来事を引き合いに「外科へ行け」と言われ、診療してもらえなかった。加えて、「これだから障害者は手がかかる」等の発言を受けた。						
対応希望	特に対応は求めない						
対応結果	話を傾聴し、関係機関に情報提供する旨を相手方に伝えた。その後、市と地域振興局に情報提供した。						

ウ 商品の販売及び役務の提供 (1件)

2	相談者	年代	不明	性別	不明	障害種別	- (支援団体職員)
内容	障害者支援団体からの相談。ストレッチャータイプの車椅子を利用する方（県外在住）が鹿児島旅行中に、バスへの乗車拒否、飲食店での入店拒否を受けた。また、この件を障害者基幹相談支援センターに相談したところ、適切に対応してもらえなかった。						
対応希望	各事業所等に対する啓発、対応状況の調査及び結果報告						
対応結果	各事業所等へ聞き取り調査及び啓発を行った。 バス会社は、ストレッチャータイプの車椅子を固定する装置の導入について今後検討する、現時点での車椅子の乗車対応についてはホームページにて周知を行う、とのこと。 飲食店は、来店された全てのお客様をお迎えするよう、改めて全社員に周知する、とのこと。 基幹相談支援センターは、相談対応について改めて職員の意識向上を図っていく、とのこと。 これらの調査結果、啓発内容を相談者に説明した。						

エ 労働及び雇用 (2件)

3	相談者	年代	40代	性別	男	障害種別	精神障害
内容	ハローワークを通して障害者枠の求人に申し込み、面接の際に適応障害があることを説明した。「この会社でうまく人間関係を作ることが出来ますか」と問われた。最終的に不採用通知が届いた。						
対応希望	助言（就職するためにはどうしたら良いか）						
対応結果	紹介したハローワークに不採用理由を確認することを助言した。仮に障害を理由とした不採用であっても、表面上は他の理由となっている場合もあり、企業側の回答によっては障害者差別として扱うことが難しい場合もあることを説明。 今後面接に臨む際の伝え方等の助言を行うとともに、他の就職関係の相談先として市の就職相談機関の窓口を案内した。						

4	相談者	年代	40代	性別	男	障害種別	内部障害
内容	県外で長年運転の仕事をしてきたが、帰省し就職活動している。面接をした会社から採用の連絡があったが、その後、本社の意向で不採用になった。障害を理由に断られたのではないかと思う。来週、ネットで探した企業の面接を予定している。また障害を理由に不採用になるかもしれないと不安である。						
対応希望	助言（ハローワークを通して仕事を探した方が良いのか知りたい。） 不採用になった会社への対応は不要						
対応結果	ハローワークや障害者就業・生活支援センターの求職支援について確認し、相談者に案内した。						

オ 教育（0件）

カ 公共的施設の利用（0件）

キ 交通機関の利用（0件）

ク 不動産取引（1件）

5	相談者	年代	不明	性別	不明	障害種別	-（ハローワーク職員）
内容	ハローワーク職員からの相談。求職相談に来た方が、賃貸部屋の契約手続を行っていたところ、障害の有無を聞かれ、発達障害があることを伝えたと契約を断られた、という相談があった。障害者差別ではないのか。同様の相談はあるか。						
対応希望	情報提供依頼						
対応結果	障害者差別であること、同様の相談が令和4年度にあったことを説明。相談窓口として、市障害福祉担当課を紹介。解決に至らない場合は再度県に相談するように助言した。						

ケ 情報の提供及び受領（0件）

コ その他（0件）

(2) 合理的配慮の相談事例（5件）

ア 福祉サービスの提供（0件）

イ 医療の提供（0件）

ウ 商品の販売及び役務の提供（2件）

6	相談者	年代	50代	性別	女	障害種別	肢体不自由
内容	身体障害があり、ヘルプマークを携帯している。スーパーで買い物の際、店員に「上肢が不自由なので、袋詰めをお願いしたい」と口頭で頼んだが、店舗や店員によって、対応してくれる時と対応してくれない時がある。ヘルプマーク等について、啓発してほしい。						
対応希望	利用店舗に対する啓発						
対応結果	店舗を訪問し啓発することを説明（後日、該当店舗を訪問し、啓発活動を実施）。現在、啓発活動において、当該相談事例を具体例として紹介している。						

7	相談者	年代	50代	性別	男	障害種別	精神障害
内容	長年利用していたガソリンスタンドで、「自動車の進入ルールを守らなければ出入り禁止にする」と言われたが、障害のため間違えて、利用できなくなった。障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例に違反している。 合理的配慮の提供について当該事業所に説明してほしい。						
対応希望	相手方との調整、啓発						
対応結果	ガソリンスタンドを訪問し、当該案件の経緯等について聞き取りを行った。相談者の危険行為や迷惑行為が原因であり、複数回にわたり丁寧に説明しても改善されなかったことから、警察や弁護士等と協議して利用を断っているとのこと。本件は障害者差別ではないことを確認した。 後日、相談者に対して、ガソリンスタンドを訪問し経緯等を確認したことを説明した。						

エ 労働及び雇用（0件）

オ 教育（0件）

カ 公共的施設の利用（3件）

8	相談者	年代	不明	性別	女	障害種別	肢体不自由
内容	県大島支庁1階県民室に設置してある自動販売機の前に長椅子が置いてあり、車椅子で通るスペースがない。						
対応希望	該当物の移動						
対応結果	即時に自動販売機前の長椅子の配置を換え、車椅子が通れるスペースを確保した。						

9	相談者	年代	不明	性別	女	障害種別	－（家族・親族）
内容	身体障害（肢体不自由・視覚障害）のある息子と2人で暮らしている。住んでいる家は崖の下にあり、以前は消防団員の支援を受けられたが、最近では支援がなくなり、市役所に相談したが断られた。						
対応希望	災害発生時の避難の際に支援を受けられるようにしてほしい						
対応結果	市の防災担当者と福祉担当者に要援護者の避難支援について確認した。 防災担当課からは、要援護者の登録を行うと、家族や地域の人々が協力者として支援する仕組みであり、協力者がいない場合は消防団員が支援する場合もあるとの説明を受けた。 福祉担当課からは、相談者が住んでいる場所は限界集落で支援が行き届かない地域であるため、現在利用している障害者支援施設等で短期入所等の利用を提案された。 これらの情報を相談者に説明し、地域の障害者短期入所施設と生活介護施設のリストを郵送した。						

10	相談者	年代	不明	性別	不明	障害種別	- (家族・親族)
内容	知的障害をもつ小学生の子が、公営プール利用前に、障害特性のためスイムキャップ未着用での利用許可を受けたが、利用中に別の職員からスイムキャップを着用しないことを理由に退出するよう指示された。 今回のことは合理的配慮の不提供に当たるのではないか。施設に対する周知はどうなっているのか。再発防止に向けた具体的な対応策を教えてほしい。						
対応希望	相手方との調整，啓発						
対応結果	当該施設及び市担当部署（プール管理の委託元）に聞き取り調査を行った。指定管理事業者への指導を行うことや今後の対応等について、市の担当者から相談者に説明した。						

- キ 交通機関の利用（０件）
- ク 不動産取引（０件）
- ケ 情報の提供及び受領（０件）
- コ その他（０件）

令和4年度 相談対応の具体的な相談事例

(1) 不利益取扱いの事例 (3件)

ア 福祉サービスの提供 (0件)

イ 医療の提供 (0件)

ウ 商品の販売及び役務の提供 (1件)

1	相談者	年代	70代	性別	男	障害種別	身体障害・精神障害
内容	相談者は発語困難な障害がある。商業施設内の飲食店で入店拒否の扱いを受けた。その後抗議したところ、飲食店側から文書が届いたが、不誠実な内容だった。弁護士に相談し、弁護士名で飲食店を経営する法人本部宛に文書を送付したが、この障害者差別の事実を県にも伝えたい。						
対応	飲食店からの回答が届かず落ち着かないとのことだったが、今後は双方の弁護士により問題解決となるので、もう少し時間がかかるのではないかと助言し、啓発活動に一層力を入れていきたいと伝えた。						

エ 労働及び雇用 (1件)

2	相談者	年代	50代	性別	男	障害種別	精神障害
内容	利用していたB型就労継続支援事業所が突然閉鎖され、基幹相談支援センター等へ相談に行ったが、取り合ってもらえなかった。						
対応	B型事業所は雇用契約が無いため労働局での相談対象外であるが、何らかの情報提供を受けられるのではないかと、労働局の雇用機会均等室の窓口を紹介した。						

オ 教育 (0件)

カ 公共的施設の利用 (0件)

キ 交通機関の利用 (0件)

ク 不動産取引 (1件)

3	相談者	年代	不明	性別	不明	障害種別	— (事業所職員)
内容	精神障害を有する施設利用者が賃貸物件を探しているが、障害を理由に入居を拒否された。障害者差別ではないのか。						
対応	障害を理由として賃貸拒否を行うことは、明らかな障害者差別であることを伝え、障害者の居住支援を行う団体や基幹相談支援センターの窓口を紹介した。						

ケ 情報の提供及び受領 (0件)

コ その他 (0件)

(2) 合理的配慮の事例 (3件)

ア 福祉サービスの提供 (0件)

イ 医療の提供 (0件)

ウ 商品の販売及び役務の提供（０件）

エ 労働及び雇用（０件）

オ 教育（２件）

4	相談者	年代	不明	性別	女	障害種別	－（家族・親族）
内容	聴覚障害を有する娘が、通っている専門学校で必要な配慮を受けられず、また、体を触る等のセクハラを受けているため、退学を考えている。授業料も返還してほしい。良い対応方法はないだろうか。						
対応	警察へセクハラ相談、弁護士へセクハラと授業料返還の相談を勧め、相談窓口を紹介した。						

5	相談者	年代	不明	性別	男	障害種別	－（家族・親族）
内容	発達障害を有する息子が、通っている大学で奨学金申請を行う際に、事務担当者から申請は本人のみ可能で、親や代理人の同席も不可だと言われた。						
対応	相談者は大学の奨学金申請窓口への連絡を希望しなかったため、今後の対応として、法テラスと県弁護士会の相談窓口を紹介した。 後日、差別解消の啓発活動で同大学を訪問。この件について障害学生支援の担当課に確認したところ、従来から奨学金申請時に親や代理人の同席は認めているとのことだった。						

カ 公共的施設の利用（０件）

キ 交通機関の利用（０件）

ク 不動産取引（０件）

ケ 情報の提供及び受領（０件）

コ その他（１件）

6	相談者	年代	50代	性別	女	障害種別	精神障害
内容	精神疾患により団地の自治会に係る仕事を休んでいるが、参加しない代わりに医師の診断書の提出を求められ、拒否したら怒鳴られたり脅されたりしている。						
対応	自治会規約に診断書を提出する条項があるかを確認するよう助言した。過去にも居住地の基幹相談支援センターに同様の相談が寄せられていたことを説明し、同センターの相談窓口を紹介した。						

令和3年度 相談対応の具体的な相談事例

(1) 不利益取扱いの事例 (4件)

ア 福祉サービスの提供 (0件)

イ 医療の提供 (0件)

ウ 商品の販売及び役務の提供 (1件)

1	相談者	年代	不明	性別	男	障害種別	— (行政職員)
内容	車椅子利用者が買い物に訪れた際、店舗に車椅子の設置がなく、店員の対応にも不満があるとの相談が市町村に寄せられたのだが、県に対応をお願いしたい。						
対応	この相談については、まず市町村で対応することが可能かどうかを検討するよう伝えた。また、当該店舗へ訪問活動を行い、合理的配慮の提供についての周知啓発を行うよう助言した。						

エ 労働及び雇用 (0件)

オ 教育 (0件)

カ 公共的施設の利用 (0件)

キ 交通機関の利用 (1件)

2	相談者	年代	不明	性別	女	障害種別	— (事業所職員)
内容	あるバス会社に対して低床バスの予約を行ったが、予約不可と言われた。						
対応	当該バス会社では、車両への責任を明確にするため、低床バス毎に運転手を専属にしていることから、低床バスの運行状況は運転手の勤務ローテーション等で運行路線が決められていることを説明し、了解を得た。						

ク 不動産取引 (0件)

ケ 情報の提供及び受領 (0件)

コ その他 (2件)

3	相談者	年代	不明	性別	男	障害種別	不明
内容	入所している事業所の職員から、自分だけ自由に買い物を許されないなどの不当な差別を受けている。						
対応	話を傾聴し、相談者から特段の対応は求められなかったため、県相談員に改めて話を繋いでおくことを伝えて同意を得た。						

4	相談者	年代	50代	性別	男	障害種別	知的障害
内容	利用している障害者基幹相談支援センターの職員から、暴言を吐かれたり馬鹿にされたりしている。						
対応	管轄する市町村の担当課へ連絡し、当該センターへの事実確認や障害に対する理解啓発、今後の対応について検討するよう依頼した。						

(2) 合理的配慮の事例（6件）

ア 福祉サービスの提供（0件）

イ 医療の提供（0件）

ウ 商品の販売及び役務の提供（0件）

エ 労働及び雇用（1件）

5	相談者	年代	60代	性別	女	障害種別	肢体不自由
内容	身体障害を有する再任用教諭からの相談。車での長時間通勤を要する勤務地へ異動となった。障害特性上、長時間の運転は困難であるので、教育委員会へ代わりに相談してほしい。						
対応	教育委員会の相談窓口を紹介し、自身で直接相談するよう助言した。また、その他の相談機関も併せて紹介し、教諭の資格を生かすことができる職場を探す方法について助言した。						

オ 教育（2件）

6	相談者	年代	不明	性別	女	障害種別	－（家族・親族）
内容	ADHDとアスペルガー症候群を有している高校生の息子について、障害の特性を専門学校に事前に説明していたが、体験入学後、高校を通じて受験を断られたが、これは差別ではないのか。						
対応	この相談内容は、合理的配慮の問題となり、双方で建設的対話を行いながら検討していくことが重要であることを説明した。						

7	相談者	年代	不明	性別	不明	障害種別	－（学校関係者）
内容	身体障害を有する児童の成長に伴う体重増加により、トイレでの支援が困難になっていくため、今後、よりよい支援が可能な学校への転校も含めて保護者等と検討している。保護者は、自身が校内で支援を行うことで同じ小学校への通学を希望をしているが、この申し出を断ることは合理的配慮に反するか。現在、階段移動は昇降機があるが、支援員による補助はない状況である。						
対応	この相談内容は、合理的配慮の問題で、双方で建設的対話を行いながら検討していくことが重要であり、車椅子利用者への支援を再検討した上で、地域の養護学校のコーディネーターへの相談を提案した。						

カ 公共的施設の利用（0件）

キ 交通機関の利用（0件）

ク 不動産取引（0件）

ケ 情報の提供及び受領（2件）

8	相談者	年代	不明	性別	女	障害種別	重複障害
内容	肢体不自由・視覚・言語の重複障害があり、今までバスを利用する際は事前にバス会社とFAXでやり取りをしていたが、最近返事が来なくなった。						
対応	バス会社に照会するため、FAX番号と担当部署を教えていただくよう依頼した。						

結果	教えてもらったバス会社の担当部署に連絡したところ、既に相談者とFAXでのやりとりが行えているとのことであった。
----	---

9	相談者	年代	60代	性別	男	障害種別	知的障害
内容	生活保護の申請について、知的障害のため説明が理解できない部分があったり、毎回職員の説明の内容が変わっているように感じたりと不安である。						
対応	関係自治体に連絡し、相談者の障害特性を伝えた上で、配慮ある対応を行うよう依頼した。						

コ その他（１件）

10	相談者	年代	60代	性別	男	障害種別	視覚障害
内容	視覚障害がある町議会議員からの相談。島外出張の際、妻を同行援護者として公費負担してほしい。						
対応	町議会の協議会で公費負担は認められないとの回答があるとおり、それは難しいということを伝えた。同行する事務局員へ配慮を依頼したり、タクシー移動を認めてもらったりするよう助言した。						

障害者差別の解消に向けた取組状況

1 今後の取組の方向性（平成 29 年度第 2 回協議会での了解事項）

障害当事者、事業者、県民へのアンケートや、障害当事者・家族団体との意見交換等を実施した結果、合理的配慮の好事例等があった一方で、障害に対する理解が無いこと等からくる差別も依然として少なくなく、障害者差別の解消に向けた取組が求められているところ。

従って、今後、あらゆる場面で障害者差別の解消につながるよう、県障害者計画に基づき関係課や関係機関、障害者団体とも連携しながら、法及び条例の認知度を高める取組や障害及び障害のある人に対する理解の促進など、障害当事者、事業者、県民に対する普及啓発等を更に進める必要がある。

2 県・団体における取組

団 体 名	取 組 内 容
鹿児島県	ア 平成28年度から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、毎年度各所属において研修を実施している。 イ 令和2年3月27日に施行された「かごしま県民手話言語条例」を踏まえ、知事記者会見等に手話通訳を導入した。 ウ 令和3年7月からストラップ型ヘルプマークを配布している。 令和7年からは、ヘルプマークがJIS規格に登録され、全国共通のマークとなった7月20日を「ヘルプマークの日」と定め、県内の各施設の御協力により赤色のライトアップを実施するなど周知を図っている。 エ 令和6年4月1日に施行された障害者差別解消法の改正内容（事業者による合理的配慮提供の義務化）について、関係団体や事業者の研修会等の場における説明、事業者への個別訪問による普及啓発を行うとともに、リーフレット等の配布や新聞、情報誌、県ホームページ等を活用して、広報啓発を行っている。 オ 令和7年秋から、国及び県の「障害を理由とした相談窓口」を紹介するリーフレットを新たに作成し、啓発に活用している。

団 体 名	取 組 内 容
県教育庁特別支援教育課	ア 市町村教育委員会や学校に対して、障害者差別解消法に示されている障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務の周知 イ 障害者差別解消法の周知に係る学校訪問 <参考>令和7年度実績 小学校22校、中学校6校、高等学校8校計36学校 ウ 交流及び共同学習の積極的な推進 ・ 学校間交流 ・ 居住地校交流 ・ 地域の方々との交流
県身体障害者福祉協会	ア 広報誌やホームページにより、県内の身体障害者及び県民に対し協会の活動状況や障害者福祉に関する各種情報を提供している。 ※ 広報誌：年2回発行、通常版1300部、点字版37部、録音版14部 イ 会議や研修会の場で、障害者施策の説明や障害者の社会参加等に関する情報交換を行っている。 ※ 障害者社会参加推進協議会の開催 令和7年7月23日 ウ 障害者週間の期間中に開催する「あったか交流フェスタ」において、障害者が制作した作品の展示や、障害者スポーツの体験教室等を行い、障害者と県民との交流を図った。 ※ 令和7年12月7日開催 エ 鹿児島県障害者社会参加推進センターで、障害者への理解を深めるための講師派遣事業を実施している。 ※ 令和7年度は、県内学校2回、県内機関等7回の計9回 オ 障害のある子どもが安心して映画鑑賞を楽しむことができるよう映画館の1スクリーンを貸し切りにし、館内の明るさや音量等に配慮した上映会を開催した。 ※ 令和8年3月17日、特別支援学校の児童、家族等148人参加

かごしま障害フ ォーラム	ア 令和7年11月22日(土)「条例施行10年! どう活かされてきた? -変わったこと、変わらなかったこと」と銘打って、内部研修会を開催した。「鹿児島県障害者権利擁護センター」の吉田さんを講師としてお招きしご講和いただいた後、各種障害種別や難病の当事者ごとに、条例の施行により、変わったことと変わっていないこと(改善が望まれること)の発表があった。この発表内容については、今年度以降も調査及び分析を継続していくことを計画している。
NPO 法人鹿児島 県精神保健福祉 会連合会	ア 鹿児島県精神障害者スポーツ振興事業ソフトバレーボール大会の開催 令和8年11月19日(県体育館) イ 友愛フェスティバルの開催 令和8年9月30日(ハートピアかごしま) ウ 県かせいれん施設部会 エ 県かせいれん家族会活動研修会 オ 地域家族会訪問
公益社団法人 鹿児島県社会福 祉士会	ア 県障害福祉課の委託を受けて障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、虐待への対応の研修を通して障がいの特性や障がいのある人への対応などについて理解を深め、障がいのある人の尊厳を守ることや権利擁護について考える機会になるように取り組んでいる。 イ 行政や事業所で実施される権利擁護をテーマとする各種研修についての講師派遣依頼に対応し、会員を行使として派遣し、障がいのある方の権利擁護や差別の解消についても理解をふかめていただけるような活動に取り組んでいる。 ウ 社会福祉士会として成年後見人活動に取り組んでおり、個々の後見人等が関係者に対して後見等の必要な方の日常生活上の支援などについて、支援する方々と共に考え支援することで差別解消につながるよう取り組んでいる。 エ 会員が各々の職場や地域などで職場や地域の方々が障がいのある方の生活や生活上の困りごとなどについて理解を深め、差別の解消につながるよう取り組んでいる。